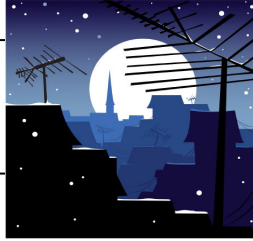


9

長月（ながつき）



夜がだんだん長くなっていくことから
夜長の意。

9月の事務チェックポイント

- 全国労働衛生週間の準備月間にあたる。スローガンづくりなどを通じて、注意の喚起を図る。
- 10月以降、12桁マイナンバー（個人番号）、13桁の法人番号が通知。担当者が年内にやっておくべき2つの研修は、①**従業員にマイナンバー制度の内容・業務手順・安全管理の等の周知徹底を行うための従業員全員を対象とした「事前研修」**。②**マイナンバー取扱担当者を中心とした「安全管理研修」**。
- 秋の交通安全運動に合わせて、安全運転、車両の整備状況をチェックする。自転車通勤する従業員には改正道路交通法の施行に伴い、平成27年6月から危険行為を繰り返す運転者に講習の受講が命じられるため、危険運転の無いよう指導、注意の喚起を図る。
- 銀行の四半期ごとの資金計画に盛り込んでもらえるように、年末までの資金繰り計画を立て、不足分を割り出し、借入れを頼んでおく。
- 9月～10月にかけては、社員の異動シーズン。転勤により異動、結婚による家族の異動などについては健保・厚年の諸手続きなどの法定事務、住宅手当等の変更手続きなども必要。

9月の税務



提出期限	チェック欄	内 容
9月10日		8月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
9月30日		7月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税＞
		1月、4月、7月、10月決算法人の3ヶ月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞
		法人・個人事業所の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞
		1月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）
		消費税の年税額が400万円超の1月、4月、10月決算法人の3月ごとの中間申告＜消費税・地方消費税＞
	消費税の年税額が4,800万円超の6月、7月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（5月決算法人は2ヶ月分）＜消費税・地方消費税＞	

●事前にチェックをし、提出漏れを防ぎましょう！ （公社）長井法人会 TEL88-3960 FAX88-3823

<9月セミナーのご案内>

税制改正説明会

●日時 平成27年9月18日（金）1時30分～3時

●会場 タスパークホテル 5階 キャセロール ●講師 東北税理士会長井支部

●内容 平成27年税制改正の要点 ★詳細については、後日ご案内いたします。